

柚木みちよし議員

救急・産科医療、介護、人工透析、
肝炎対策につき質問 **質問4 1回目**

柚木みちよし衆議院議員は、
4月1日の厚生労働委員会にて、
舛添厚生労働大臣に対して以下の
質問をしました。



厚生労働委員会にて舛添大臣に質問する柚木道義
議員（4月1日 衆議院第16委員室にて）

- ・ 救急搬送の受入態勢整備のため厚労省と消防庁の連携強化を要望
- ・ 救急・産科医療の医師手当金増額を要望
- ・ 倉敷市・岡山市間の介護報酬格差につき質問
- ・ 介護報酬の継続した引き上げを要望
- ・ 介護サービス利用者の負担増と要介護認定の軽度化の「ダブルパンチ」
で実際に受けられる介護サービスが減る問題点について対策を要望
- ・ 介護老人保健施設での人工透析患者の治療費ほかの医療行為につい
て介護点数の引き上げを要望
- ・ 肝炎患者の障がい者手帳交付、肝臓移植後の治療費助成、高額療養
費制度の柔軟な運用を要望

柚木みちよし事務所

〒710-0047 倉敷市大島 534-1

TEL 086-430-2355

FAX 086-430-2266

4月1日厚生労働委員会での柚木みちよし議員の質疑の内容

Q 柚木議員 3月21日には奈良県生駒市で救急搬送されていた男性がなかなか病院に受け入れられず7件目ようやく搬送されたがお亡くなりになった。救急搬送受け入れ態勢整備に向けてどう取り組むか。 A (消防庁) 消防法の改正により、各都道府県が救急搬送と医療機関受け入れの実施基準を作成し、消防と医療機関の協議会の設置を求めることとしたい。

Q 柚木議員 各診療科ごとに労働基準法を守るために必要な医師数(目標数)を試算すべきだ。

A (舛添大臣) 必要な医師数の推計を行うが、診療科ごとの推計は難しい。(柚木議員) 数値化への検討をお願いします。

Q 柚木議員 分娩手当金や救急勤務医手当など勤務医の手当を増額することで命に関わる医療の充実をはかるべきだ。 A (舛添大臣) 政府・与党で検討中の新しい経済対策の中で柚木議員のご意見が実現できるように最大限の努力をしたい。

Q 柚木議員 公務員の医師については兼業規制の緩和の周知と、派遣元病院への補助金支給などの支援をお願いします。 A (舛添大臣) 周知に努め、補正予算・21年度予算で支援したい。

(うらへ続く)

4月1日厚生労働委員会での柚木議員の質疑の内容（つづき）

Q 柚木議員 群馬県の「静養ホームたまゆら」火災に関連して、「有料老人ホーム」の定義は？

A（厚生労働省老健局長）入所を高齢者に限らないものは「有料老人ホーム」とはならないが、意図的に高齢者を集めて居住させているところについては全国的に確認を指示している。

Q 柚木議員 「静養ホームたまゆら」と同様の施設について、全国的な周知徹底、情報提供と報告義務について大臣はどう考えるか。 A 都道府県・市町村と連携して指導を徹底したい。

Q 柚木議員 高齢者の受け皿整備について、施設整備交付金の拡充を含めてどう考えるか。

A（舛添大臣）経済対策の一環として、生活保護を受けている方の受け入れを含めて検討したい。

Q 柚木議員 人事院の基準によれば倉敷市と岡山市ではあまり差がないが、介護報酬では岡山市が乙地として5%プラス、倉敷市ではアップなしとなっている。きちりと見直してほしい。

A（厚労省老健局長）3年後の次回改定に向けて区分を検討したい。

Q 柚木議員 政府は介護報酬3%アップで月2万円給与アップといていたが、3%アップでは2万円も給与が上がらない。だから追加経済対策でさらなる案が検討されて月1万5000円上乗せが議論されていると聞いている。民主党としては介護報酬10%アップを法案として出している。法案の審議と採決をお願いするとともに、介護報酬の継続した引き上げを約束してほしい。 A（舛添大臣）

社会保障のセーフティーネットをはりめぐらすために必要な措置をとりたい。

Q 柚木議員 介護報酬がアップすると利用者の1割負担も増え、しかも要介護度認定で軽度と評価されることで受けられる介護サービスの限度も引き下げられ、この「ダブルパンチ」で介護サービスの利用が抑制されてしまう。何らかの経過措置が必要ではないか。 A（舛添大臣）要介護度認定について不服があれば不服審査の請求もできる。不服審査について迅速丁寧に自治体で担当するよう徹底する。一次審査・二次審査での総合的できめ細かい対策をとるように指導していく。

Q 柚木議員 不服審査には60日から90日かかる。都道府県に周知するだけでなく、財政支援などを通じて担当者を増員する必要がある。不服審査の機関を短縮するなどの具体的支援をお願いしたい。 A（舛添大臣）迅速化に全力を挙げたい。不服審査のほかにも要介護状態の区分変更申請というものもできる。変更が決まれば変更申請の日にさかのぼって適用される。

Q 柚木議員 介護老人保健施設における医療行為について、人工透析や抗ガン剤注射、痴呆症の薬であるアリセプトの投与、リウマチの薬の投与など薬代が高くなる病気については介護報酬の点数を高く設定し、医療機関の持ち出しにならないようにしてほしい。 A（舛添大臣）人工透析患者の方々でもエリスロポエチン、ダルベポエチンは人工透析も含めて医療機関が診療報酬をとることができるようになっている。他にも高額のものは診療報酬でみることとなっているが、アリセプトなど薬代について検討したい。

Q 柚木議員 肝機能障害の皆さんに身体障がい者手帳を交付してほしい。 A（舛添大臣）この夏までに「肝機能障害の評価に関する検討会」で結論を出したい。

Q 柚木議員 肝臓移植手術の後の免疫抑制剤などの治療費の支援を受けられるように検討してほしい。 A（舛添大臣）同じく「肝機能障害の評価に関する検討会」で夏までに結論を出したい。

Q 柚木議員 高額療養費制度について、現状では月単位で計算されるが、年単位で計算するなどにより肝機能疾患治療のみならず、年間で高額な医療費がかかる治療については実態に合わせた運用を行うべき。 A（舛添大臣）レセプトの処理が月単位になっており、12か月でみるのは事務処理上の問題がある。不況のなか保険者がそこまで対応したくないという意向もある。少し検討をさせてほしい。